

みせ税理士
の

相続相談手帖

第56話

Q

死亡保険金・入金給付金は相続税かかるの？

私（仮名：大石保子）は、母の死亡後に生命保険会社から**死亡保険金**と生前の**入院給付金**を受け取りました。この受け取った死亡保険金と入院給付金は課税されるのでしょうか？

A

どちらも相続税の課税対象です！

課税される税金は相続税になります。ただし、以下の状況により、税負担は異なります。

解説

○死亡保険金

死亡保険金とは、被相続人（大石様のお母さま）の「死亡」によって支払われます。支払われた保険金は相続税の「みなし相続財産」として、相続税が課税されます。ただし、独自の**非課税枠**が設けられており、次のように計算されます。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$



例えば、大石様の法定相続人が2名である場合、1,000万円以下の死亡保険金であれば、相続税の非課税ということになります。

○入院給付金

入院給付金とは、医療保険の基本的な保障の一つで、怪我や病気により入院した場合に保険会社から支払われるお金のことをいいます。一般的に「1日あたり1万円」など、入院日数に応じて支払われます。

この入院給付金は**誰が受取人か**によって、課税負担が異なります。ここでは、紙面の都合上、結論だけをお伝えします。

受取人指定が**相続人（保子様）**の場合 → 相続税は課税されません

受取人指定が**被相続人（お母様）**の場合 → 相続税が課税されます

※ちなみに、**所得税**はどちらの場合であっても、**非課税**です。

まずは、みなさんが加入している保険契約の内容を確認して下さい。

その上で、相続税対策の観点から考えるのであれば、死亡保険金については、**非課税限度額の保険**に加入する。

そして、入院給付金の受取人は、**被保険者以外**に設定しておくことをお勧めします。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！



YouTube

あおば
オンラインセミナー